

新たな基本方針に基づく
水路等転落事故防止対策実施計画
【道路】

2023年（令和5年）9月

福山市

目 次

1	計画策定の目的	1
2	計画期間	2
3	対象施設	2
4	ハード対策【継続・強化】	2
	(1) 継続対策	2
	(2) 強化対策	4
5	ソフト対策【強化】	5
	(1) 民地からの転落防止対策	5
	(2) 注意喚起	6
	(3) 啓発活動	6
6	進捗管理	7

別 冊

- 1 対策箇所一覧表【継続対策】
- 2 対象施設一覧表【強化対策】
- 3 位置図

1 計画策定の目的

本市は、街の成り立ちから水路が非常に多く、約 3,500km ある市道について、多くの箇所ですぐ水路と接しています。

こうした環境の中、本市では、2000 年（平成 12 年）に中心市街地内で発生した道路から水路への自転車転落死亡事故を受け、2003 年度（平成 15 年度）から、市街化区域内を中心に、道路から水路への転落事故を防止する転落防止柵などの設置による対策に取り組んできました。

その後、2018 年度（平成 30 年度）から対策の対象区域を市内全域に拡大して取り組みを進める中、道路から水路への転落事故件数については徐々に減少してきていたところ、2022 年（令和 4 年）11 月に、就学前児童による公園に隣接する水路への転落死亡事故が発生しました。

今後の再発防止を検討するため、有識者等で構成する「福山市水路転落事故防止対策検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、2023 年（令和 5 年）3 月に報告書が取りまとめられました。

また、同年 6 月には、検討会の報告書を踏まえて、道路、公園、公共施設、民地から水路やため池への転落防止対策について、ハード及びソフトの両面での具体策を盛り込んだ「福山市水路等転落事故防止対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

基本方針に示す対策のうち、市内全域を対象とした道路のハード対策については、水路と接する箇所が膨大であり、対策が複数年に及ぶことから、地域との連携により、利用実態から危険と判断される箇所を抽出し、5 か年で計画的に対策を行うため、実施計画を策定しました。

この実施計画では、従来の基準に基づき抽出した危険箇所への転落防止柵等の設置に加えて、特に公共施設（都市公園、保育所等）に接する道路について、新たに、基準を見直して子ども目線で危険と判断される箇所を抽出し、柵やチェーンを追加的に設置するなど、今後の安全対策をより一層強化していきます。

あわせて、ソフト対策については、民地への出入口からの転落に対する取組や子どもへの注意喚起の対策など、関係機関との連携を含めた強化対策について、本計画において定めています。

2 計画期間

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）[5か年]

3 対象施設

対象施設は、水路等に接する市が管理する道路とします。

なお、対象となる道路が通学路である場合は、「通学路安全対策事業」での整備を基本とし、連携して対策を行うこととします。

4 ハード対策【継続・強化】

（1）継続対策

「道路転落事故防止対策プログラム第1次整備計画」と同様の視点の対策として、幅50cm以上で深さが1m以上の水路を対象とし、地域の利用実態から危険と判断される箇所について、転落を物理的に防ぐ転落防止柵等の設置による安全対策を継続します。

対策総延長は、約34kmです。

計画の内訳は表-1に示します。

表-1 年次計画（継続対策）

2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度	2027(R9)年度
5.9km	7.3km	7.4km	7.2km	6.2km

① 転落危険箇所の抽出

道路から転落の危険がある箇所を「転落危険箇所」として抽出を行います。

抽出については、自治会等と連携した抽出となるよう土木常設員に依頼します。

転落危険箇所抽出の視点としては、次の条件とします。

- ・幅50cm以上、深さ1m以上で危険と判断される水路
- ・高低差の大きい法面に面する箇所（道路）
- ・柵があっても危険と判断される箇所（隙間、高さ不足等）

② 転落危険箇所の確認

抽出された転落危険箇所について、市の担当事業課が現地確認を行います。必要に応じて土木常設員とともに現地確認を行います。

転落危険箇所を確認した内容については、「水路等転落事故防止対策推進会議」（以下「推進会議」という。）幹事会にて情報共有を図ります。

③ 転落危険箇所の対策検討

転落危険箇所の確認を踏まえ、安全性を考慮して対策の必要性を検討します。

基本的な対策は転落防止柵及びガードレールの設置とし、それ以外の対策については、関係課が連携して検討を行います。

その結果を踏まえ、「転落防止対策箇所」として実施計画に位置付けます。

④ 対策箇所一覧表及び位置図の作成

転落防止対策の計画的な実施と進捗管理を行うため、「転落防止対策箇所」を旧学区（2022年度（令和4年度）再編前）ごとに整理した対策箇所一覧表及び位置図を作成します。

対策箇所一覧表及び位置図は、進捗状況や新たな転落防止対策箇所の反映などを行うため、年度ごとに見直しを行います。

※新たに、転落危険箇所が認められた場合には、②・③を行います。

⑤ 対策箇所一覧表及び位置図の公表

対策箇所一覧表及び位置図は、実施計画の別冊として市ホームページで公表します。

別冊は、新たに認められた転落危険箇所の反映などを適宜行い、対策の実施状況を含めて、年度ごとに市ホームページで公表します。

⑥ 対策の実施

実施にあたっては、地域の優先順位等を考慮した上で、地先や水利などの関係者に同意を得て対策を行います。

提案する対策が同意を得られなかった場合は、現地の状況により区画線の設置（路肩のカラー化）などの簡易対策を検討し実施します。簡易対策が困難な場合は、ソフト対策を実施します。

(2) 強化対策

新たな視点の対策として、2022年（令和4年）11月の就学前児童による公園隣接の水路への転落事故を踏まえて、公共施設（都市公園^{※1}664箇所、保育所等^{※2}177箇所）と接する道路では、幅40cm以上で深さ50cm以上の水路を対象を拡大して、子ども目線で危険と判断される箇所に転落防止柵等を設置します。

また、水路等の出入り口となっている箇所や隙間などは、チェーン等の設置により、子どもに対する安全対策を強化します。

対策総延長は、約10kmを想定しています。

計画延長の内訳は表-2に示します。

表-2 年次計画（強化対策）

2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度	2027(R9)年度
2.8km	1.8km	1.8km	1.8km	1.8km

① 調査対象施設の公表

強化対策の対象となる公共施設（都市公園、保育所等）について、対象施設一覧表及び位置図を作成し、推進会議幹事会にて情報共有を図ります。

対象施設一覧表及び位置図は、旧学区（2022年度（令和4年度）再編前）ごとに整理し、実施計画の別冊として市ホームページで公表します。

② 転落危険箇所の抽出

道路から転落の危険がある箇所を「転落危険箇所」として抽出を行います。

抽出については、職員等の点検により行います。

転落危険箇所抽出の視点としては、次の条件とします。

- ・ 幅40cm以上で深さが50cm以上の水路
- ・ 水路等の出入り口となっている箇所
- ・ 転落防止柵間の隙間が大きい箇所（20cm以上）

※1 本計画の対象となる都市公園は、本市の定める都市公園のうち、都市緑地を除くすべての都市公園のこと。（2023年（令和5年）3月31日現在）

※2 本計画の対象となる保育所等とは、保育所・認定こども園・地域型保育施設事業・幼稚園のこと。（2023年（令和5年）3月31日現在）

③ 転落危険箇所の確認と対策検討

抽出した転落危険箇所について、市の担当事業課が必要に応じて施設管理者や土木常設員とともに現地確認を行います。

現地確認では、子ども目線で安全性を考慮して対策の必要性を検討します。

基本的な対策は転落防止柵及びガードレールの設置とし、それ以外の対策については、関係課が連携して検討を行います。

その結果を踏まえ、「転落防止対策箇所」として実施計画に位置付けます。

④ 対象施設一覧表及び位置図の更新と公表

対象施設一覧表及び位置図は、現地確認後、転落防止対策の計画的な実施と進捗管理を行うため、「転落防止対策箇所」を追記し、市ホームページで公表します。

対象施設一覧表及び位置図は、進捗管理や新たな転落防止対策箇所の反映などを行うため、年度ごとに見直しを行い、対策の実施状況を含めて、市ホームページで公表します。

※新たに、転落危険箇所が認められた場合には、③を行います。

⑤ 対策の実施

実施にあたっては、地先や水利などの関係者に同意を得て対策を行います。

提案する対策が同意を得られなかった場合は、現地の状況により区画線の設置（路肩のカラー化）などの簡易対策を検討し実施します。簡易対策が困難な場合は、ソフト対策を実施します。

5 ソフト対策【強化】

道路から水路への転落防止対策として、新たに、次のソフト対策の強化に取り組みます。

ソフト対策については、効果を持続させる必要があるため、実施計画期間終了後も取組を継続します。

(1) 民地からの転落防止対策

民地から水路への転落防止対策をより促進するため、転落防止柵や注意喚起ポールの設置事例を紹介した啓発チラシを2023年度（令和5年度）中に作成し、市ホームページに掲載するとともに、水路への蓋掛けの申請（公共用地使用許可）や建築の手続き時、毎年の使用料納付通知への同封等の機会を通じて、周知・啓発を図ります。

また、道路から民地への出入りのために水路上に設置する橋や蓋等へ転落防止柵等の設置が図られるような対策について、2024年度（令和6年度）以降実施できるよう取り組みます。

(2) 注意喚起

注意喚起看板は、子どもに分かりやすいものを専門家の意見を聴いて、2023年度（令和5年度）中に作成します。

2024年度（令和6年度）は、幅が広い水路や水深が深い水路等で、子どもや高齢者の利用が多い、保育所等や小学校、公共施設周辺など、注意喚起が必要と思われる箇所について、保育所等、小学校、土木常設員等から情報収集し、注意喚起看板を連携して設置します。

また、既存看板のうち、子どもに分かりにくいものや老朽化したものについては、随時更新を行います。

(3) 啓発活動

市民に対する水路等の危険性の啓発については、あらゆる機会を捉えた周知を継続的に実施することとし、特に、子どもへの啓発は、教育の一環として、これまでの取組の強化に加え、2024年度（令和6年度）以降には、実体験で学ぶ機会を設けていくことや民間団体との連携など新たな取組を検討し実施します。

一般向け、子ども向けの啓発チラシ及び教材用の「ぬり絵」は、専門家の意見を聴いて、2023年度（令和5年度）中に作成します。

新たに作成した啓発チラシを活用し、2024年度（令和6年度）から毎年、広報ふくやま、市ホームページ、市公式LINEにより周知するとともに、各種団体と連携して交通安全教室や地域パトロール、自転車利用者への街頭啓発等の機会を捉えた周知を継続的に実施します。

保育所等において、「ぬり絵」を通じ、水路等の危険箇所に気付く力を養うとともに、家庭に啓発チラシと併せて持ち帰り、就学前児童と保護者が一緒に水路等の危険性を確認できる取組を、2024年度（令和6年度）から継続的に行います。

「保育所等の散歩の時間」に就学前児童に対して、実際に現地で「子どもだけで水路等のそばで遊ばない。」「フェンスに上っては危ない。」など水路等の危険性を教える取組を2023年度（令和5年度）から継続的に行います。

保育所等の参観日や懇談会において、保護者に対して啓発チラシを活用するなど、子どもが危険な行動をとることを前提に注意すべきことなどを毎年周知します。

小学校の総合的な学習の時間、生活科などで、地域の協力を得ながら、地域の水路等の危険箇所を現地で確認し、水路等の危険性について学習する取組を、2024年度（令和6年度）以降実施できるよう検討を行います。

水路等へ転落した時の対処方法を学ぶ場として、小学校において、「着衣泳」の体験を行います。また、市民団体と連携した「安全教室」を年15校程度実施します。

6 進捗管理

本実施計画に基づく対策の進捗管理は、毎年5月に開催する「推進会議」において定期的に共有を図ります。

推進会議では、基本方針に基づく水路等転落事故防止にかかる取組の全体の進捗管理を行うこととし、各課で実施する計画の共有、連携体制の確認、前年度の実績を取りまとめ、モニタリング会議に報告し、意見を対策に反映します。

また、本実施計画に基づく転落事故防止対策の実施状況は、年度ごとに市ホームページで公表します。

新たな基本方針に基づく
水路等転落事故防止対策実施計画
【道路】

福山市建設局土木部道路整備課, 土木管理課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1084, 084-928-1233

FAX 084-928-1734

E-mail douro-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp

doboku-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp

URL <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>
